

LUMIEC HONCHO WEST/EAST 入居者対象サービスの利用規約

2024 年 6 月 1 日から適用

本規約は、株式会社 WATT(以下会社という)が運営する、ピラティスステーションライト(以下本スタジオという)が提供するサービス(以下レッスンという)を受けるために適用される利用規約です。入居者対象サービスを受けられる方は、次の条項をよくお読みいただき、条件を御確認の上、同意の上で受講されてください。

第 1 条(定義)

1. LUMIEC HONCHO WEST/EAST(以下建物という)に入居中の方で別紙に定める規約全てに同意された方を入居者対象サービス(以下本サービスという)の利用者と定めます。(以下サービス利用者という)

第 2 条(サービス利用者)

2. サービス利用者の内、本スタジオから直接サービス付与するのは建物の賃貸契約を結んだ本人(法人契約の場合は実際に入居しており、かつ法人が認める入居者)のみとなります。
3. サービス利用者は入居している事を証明する書類を提出する必要があります。(運転免許証・住民票など)

第 3 条(同居人)

1. 建物に入居しているサービス利用者の同居人は各戸 1 名まで、以下の条件を満たす場合に限り、サービス利用者が付与される本サービスを譲渡されることで利用する事ができます。
 - (1) 建物に入居していると証明できる公的書類を提出できること
 - (2) サービス利用者と同様に別紙で定める規約全てに同意すること
 - (3) サービス利用者が事前に本スタジオに譲渡する事を連絡し本スタジオが同意すること

第 4 条(サービスの利用範囲)

1. 本サービスは別の入居者・別の入居者の同居人、または別のライトメンバーに譲渡・転売また別の入居者から購入することは出来ません。
2. 本サービスは板橋区本町スタジオのみでの利用となり、本スタジオの他店舗での利用は出来ません。
3. 本サービスは当月分を来月に繰り越すことは出来ません。